

## ■ 専門委員の配置について

- 大阪 I R は、国内外からの来訪を促進し、来訪者の利便性及び回遊性の向上を図ることとしている。
- 現在進めている内装・設備等に係る設計に加え、今後、開業に向けた運営計画等の具体化を進めるに当たっては、夢洲及び I R 区域周辺のエリアも含めたウォーターフロント空間全体における賑わい創出及び持続的な都市価値の向上を図る観点から、都市経営及び都市機能等に関する専門的知見を踏まえた検討を行うことが求められる。
- このため、都市経営等について、多角的かつ専門的な知見を有する者を専門委員として配置し、検討の充実を図る。

## ■ 専門委員について

(敬称略)

氏名	所属等	専門分野	配置日
嘉名 光市	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授	都市計画・都市デザイン、都市再生論、都市計画史	令和 8 年 3 月 10 日

### 【参考】 大阪府市 I R 事業評価委員会共同設置規約（抄）

第 6 条 I R 事業評価委員の委員は、知事及び市長が協議により定める候補者について知事が選任する。

第 8 条 I R 事業評価委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 第 6 条の規定は、専門委員について準用する。